

高知県薬剤師奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県薬剤師奨学金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 薬剤師が不足する県内の病院への就職及び定着を促進するため、薬剤師への奨学金返還支援及び教育プログラムによる研修を実施する病院に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学及び大学院をいう。
- (2) 奨学金 大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他知事が適当と認める奨学金をいう。ただし、特定分野や企業等の人材確保、地域への定着を目的とするもので返還を免除されるものを除く。
- (3) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく開設の許可を受けた病院をいう。
- (4) 正規雇用 期間の定めのない労働契約に基づく雇用であって、所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同じであり、就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている雇用をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となる病院（以下「対象病院」という。）として、県の登録を受けている病院の開設者とする。

(対象病院の要件)

第5条 対象病院の登録に係る要件は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県内で開設している病院であること。
- (2) 当該病院において正規雇用した薬剤師に対し奨学金返還を支援するための制度（以下「奨学金返還支援制度」という。）を設けていること。
- (3) 奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師（以下「支援対象者」という。）が受講可能な知事が認める教育プログラムを設けていること。
- (4) 次の全てについて誓約できる者であること。ただし、国、県、市町村その他これらに準ずるものについては、適用しない。
 - ア 奨学金返還支援制度により、支援対象者に対して奨学金返還を支援するため手当等を支給（補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む。以下同じ。）すること。
 - イ 奨学金返還支援制度による支援期間中、支援対象者に対して、知事が認める教育プログラムを受講させること。

ウ 次の全てを満たしていること

- (ア) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- (イ) 労働保険料を滞納していないこと。
- (ウ) 過去1年間に労働関係法令違反を行っていないこと。
- (エ) 県税の全税目について滞納がないこと。
- (オ) 別表第1のいずれにも該当しないこと。

(対象病院の登録等)

第6条 対象病院として県の登録を受けようとする者は、別記第1号様式による対象病院登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還支援制度の内容を確認することができる書類（要綱、規程等）
- (2) 奨学金返還支援制度により支援する薬剤師に対する教育プログラムの内容を確認することができる書類
- (3) 別記第2号様式による誓約書

2 知事は、前項の規定により提出された書類を確認し、対象病院として登録したときは、その旨を書面で通知するとともに、県のホームページ等において対象病院として公表するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録を受けた年度の3月31日までとする。

4 対象病院として県の登録を受けた者は、前条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は登録の取消しを求めるときは、別記第3号様式による対象病院登録取消届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

5 対象病院として県の登録を受けた者は、病院の名称や所在地など登録内容、奨学金返還支援制度の内容又は教育プログラムの内容等に変更があったときは、別記第4号様式による対象病院登録内容変更届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

6 知事は、第4項又は前項の規定により届出があったときは、登録の取消し又は登録内容の変更を行うとともに、県のホームページ等において対象病院の登録の取消し又は登録内容の変更を公表するものとする。

(対象病院の登録の取消し)

第7条 知事は、対象病院が次の各号のいずれかに該当するときは、対象病院の登録の取消し等の措置を行うことができる。

- (1) 虚偽の申込又はその他不正行為により、登録したことが明らかになったとき。
- (2) 第5条各号に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 労働関係法令に違反する等対象病院としてふさわしくないと知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該対象病院に書面で通知するとともに、県のホームページ等において対象病院を登録の取消しを公表するものとする。

3 第1項の規定により対象病院の登録を取り消された者は、再度、当該登録の申請をすることはできない。

(支援対象者)

第8条 支援対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 薬剤師の免許を有する者
- (2) 大学等の新卒者又は既卒者

ア 新卒者とは、補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度に大学等を卒業又は修了した者をいう。

イ 既卒者とは、申請日の属する年度の前々年度以前に大学等を卒業又は修了した者で

- あつて、申請日の属する年度以前に県内で薬剤師として勤務したことがない者をいう。
- (3) 申請日時点において補助事業者の対象病院で勤務している者。ただし、県内の他病院への出向など知事が特に必要があると認めるときは、対象病院以外で勤務することができる。
 - (4) 補助対象事業終了後、補助対象期間の2分の1以上の期間、補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務することができる者
 - (5) 大学等在学中に貸与を受けた奨学金を申請日の属する年度から返還開始予定である者、又は、申請日において貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還している者
 - (6) 補助対象期間中、補助事業者が実施する教育プログラムに基づく研修を受講する意思がある者

(補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額)

第9条 補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式による交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還支援事業計画書(別紙1)
- (2) 支援対象者の薬剤師免許証又は登録済証明書の写し
- (3) 返還を支援する奨学金が返還義務のある貸与型であることを確認することができるもの
- (4) 県税事務所で発行する全税目の納税証明書(発行日から3箇月以内の原本)又は県税完納状況の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し

(交付決定)

第11条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 知事は、当該補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第1に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- (4) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (5) 補助事業者が、当該病院の奨学金返還支援制度により支援対象者に支給した手当等の返還を受けた場合
- (6) 支援対象者が、補助対象事業終了後、補助対象期間の2分の1以上の期間、当該補助事業者の対象病院で勤務しなかった場合

(補助の条件)

第13条 補助金の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更しようとするときは、別記第6号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第7号様式による（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、支援対象者が奨学金を計画どおりに返還していることを確認しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (7) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施中又は終了後に、支援対象者が異動や退職等により、第8条第4号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (9) 支援対象者が第8条第4号の要件を満たしたときは、別記第8号様式による事業完了報告書を知事に提出すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助対象期間終了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて別記第9号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別紙3 奨学金返還支援事業実績報告書）
- (2) 給与明細書又は賃金台帳等支援対象者に奨学金返還を支援するための手当等を支給した月ごとの実績を確認することができる書類の写し
- (3) 補助事業者が実施する教育プログラムに基づく研修の支援対象者の受講状況が分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか知事が必要があると認める書類

（補助金の交付額の確定）

第15条 知事は、前条に規定する実績報告に基づき、補助金の交付額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払請求）

第16条 前条の通知を受けた補助事業者は、別記第10号様式による支払請求書による補助金の支払請求をするものとする。

（情報の開示）

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目

は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条、第13条第5号から第9号まで及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条、第12条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第9条関係）

補助対象経費	補助事業者が、補助対象期間中、支援対象者に対して奨学金返還を支援するために支給する手当等 （補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む）
補助対象期間	補助金の交付決定日から当該年度の3月31日までのうち、支援対象者が補助事業者から奨学金返還の支援のために支給を受ける最初の月から最後の月までの期間
補助率	2分の1
補助限度額	支援対象者1人当たり37,500円に補助対象期間の月数を乗じ、さらに補助率を乗じて得た額
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか少ない額 （ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この補助事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この補助事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 補助事業者は、この補助事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を、補助事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 補助事業者は、県の承諾があるときを除き、この補助事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(従事者への周知)

第7 補助事業者は、この補助事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第8 県は、補助事業者がこの補助事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9 補助事業者は、この補助事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。